

## 平成 18 年度環境大気常時監視マニュアル改訂検討会 開催要領

### (案)

#### 1. 目的

環境省では、大気の常時監視の適正な実施を目的として昭和 54 年度に「環境大気常時監視マニュアル」(以下、「マニュアル」)を作成し、平成 10 年 9 月まで 3 回の改訂を行ってきた。その後の大気の常時監視に係る状況変化に対応するため、環境省では今般「平成 18 年度環境大気常時監視マニュアル検討・作成業務」を実施し、マニュアル改訂の検討を行うこととした。

本検討会は、当該請負業務の一環として設置するものとし、大気の常時監視を適切に実施するために必要な事項を整理し、マニュアル(第 5 版)(案)を作成することを目的とする。

#### 2. 検討会の運営方針

##### (1) 構成

本検討会は、学識経験者、地方自治体担当者及び大気の常時監視の実態を熟知する有識者を委員とする。委員長は、委員の互選により定める。検討会では、マニュアル改訂の方向性の検討や、それに沿って作成されるマニュアル原案の内容に関する議論を行う。

また、検討会で議論されたマニュアル改訂の方向性に従いマニュアル執筆を行うため、検討会とは別途作業部会を設ける。作業部会では、各委員がマニュアルの技術的内容の整理作業を行うものとし、委員相互の作業内容の確認のため、必要に応じて適宜打合せを行うものとする。

##### (2) 検討会の公開

本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、その理由を明らかにした上で本検討会を非公開とすることができる。

また、委員長は、本検討会の公開に当たり、検討の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

##### (3) 会議録等

公開した検討会の議事要旨は、当該検討会に出席した委員等から明示の了承を得て調整し、原則として公開するものとする。

##### (4) その他

上記に規定するもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は委員長が定めることができるものとする。